

あづまこども園運営規程

社会福祉法人のどか

あづまこども園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人のどかが設置するこの保育園の名称及び住所は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あづまこども園
- (2) 所在地 山形県酒田市東町一丁目20番地9

(施設の目的及び運営方針)

第2条 あづまこども園（以下「園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年山形県条例第64号)」その他の関係法令を遵守し、運営するものとする。

(利用定員)

第3条 当園は、0歳から3歳までの園児とし、利用定員は40人とする。子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 保育を必要とする3歳以上児。（2号認定子ども） 8人
- (2) 保育を必要とする3歳未満児。（3号認定子ども）のうち、満1歳以上の子ども 20人
- (3) 3号認定こどものうち、満1歳未満の子ども 12人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育方針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
教育・保育給付認定を受けた保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

- (2) 時間外保育

やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該教育・保育給付認定に係る園児に対し、第6条に規定する時間

の範囲内において、第59条に規定する時間外保育を実施する。

(3) 送迎

各家庭で送迎する。

(4) 食事の提供

(5) 一時保育、延長保育、障がい児保育

(6) その他保育に係る行事等

(職員の職種及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 事務員 1名以上

総務事務、会計事務、人事事務、管財等の職務を行う。

(3) 主任保育士 1名以上

主任保育士は、保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 副主任保育士 1名以上(必要に応じて配置)

(5) 保育士 10名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(6) 看護師 1名以上

利用乳幼児の健康管理、健康診断、健康相談及び体調不良、病児・病後児の業務を行う。

(7) 嘱託医 1名以上

嘱託医は、定期健康診断のほか、児童の健康について随時指導する。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。但し年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時00分から18時00分までの範囲で、教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

なお上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

なお上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分までと16時30分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村(以下「市町村」という。)に対し、市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2 当園は、給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等緊急その他やむを得ない理由により保育を提供する場合については、当該保護者から特定教育・保育費用基準額(法第28条第2項第1項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前項の支払を受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用うち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 市町村から保育の実施について委託を受けたときには、これに応じるものとする。

2 特別保育事業(一時保育、休日保育、延長保育及び障がい児保育)の利用園児は、本園に直接申し込みを行い決定するものとする。この場合は、別に定めるところにより利用料を納入しなければならない。

(利用の終了に関する事項)

第10条 以下の場合には、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者が退園を申し出たとき
- (2) 園児が小学校に就学したとき
- (3) 教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難を生じたとき

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等及び嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、当該市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原

因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 14 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(保護者との連絡)

第 15 条 当園は、児童の行動、生活、健康状態について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとする。

(地域との交流)

第 16 条 園長は、常に地域との交流に努め、保育園に対する理解と協力を得ることにより、児童が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、保育園の管理に必要な事項は、理事長がその都度定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月17日)

この規程は、令和2年3月17日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則(令和2年5月26日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月12日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月13日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
2号認定子どもに係る給食費	2号認定子どもに係る給食費 (幼児主食費)	月額 1,750円
	(副食費)	月額 4,800円
遠足に係る交通費	移動手段のバス代	実際に要した経費の一部

2 時間外保育に係る利用者負担金

(1) 保育短時間認定に係る時間外保育料

7時から8時30分まで及び16時30分から19時00分までの時間帯を利用した場合
1時間あたり 100円

(2) 時間外保育料は、月額3,000円を上限とする。

3 一時保育に係る利用者負担金

(1) 0歳から2歳児 1回 3,000円(4時間以下は、1,500円)

(2) 3歳児 1回 2,000円(4時間以下は、1,000円)